

地域活性化ロゴマーク作成業務委託仕様書

1. 業務名

地域活性化ロゴマーク作成業務委託

2. 業務目的

2026年に開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会（以下、「愛知・名古屋2026」という。）を見据えた地域の活性化を図るため、地元企業を始めとした多種多様な取り組みを応援する地域活性化ロゴマークを作成する。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年10月18日（金）まで

4. 委託内容

以下の内容を踏まえ、ロゴマークを作成する。

(1) キャッチフレーズの作成

- ・キャッチフレーズは、当該事業の目的である地域活性化にふさわしいものとする。
- ・「アジア・アジアパラ競技大会【正式名称、略称、別称】（英名も含む）」は使用しないこと。

※愛知・名古屋2026における大会名称

<アジア競技大会>

【日本語】

正式名称	第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）
略称	愛知・名古屋2026アジア競技大会 愛知・名古屋2026大会 愛知・名古屋2026

【英語】

正式名称	20th Asian Games Aichi-Nagoya 2026
略称	Aichi-Nagoya 2026 Asian Games Aichi-Nagoya 2026 Games Aichi-Nagoya 2026

<アジアパラ競技大会>

【日本語】

正式名称	愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会
別称	第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋） 愛知・名古屋 2026 大会 愛知・名古屋 2026

【英語】

正式名称	Aichi-Nagoya 2026 Asian Para Games
別称	5th Asian Para Games Aichi-Nagoya 2026 Aichi-Nagoya 2026 Games Aichi-Nagoya 2026

(2) ロゴデザインの作成

- ・キャッチフレーズを基にロゴデザインを作成すること。
- ・ロゴデザイン内に「Aichi-Nagoya」と「2026」の両方を入れることは不可。
- ・当該事業の目的である地域活性化にふさわしいデザインとする。
- ・広く一般の目にとまるものであることを踏まえ、わかりやすいデザインとすること。
(作成したロゴは、印刷物、ノベルティグッズ、ホームページなど多様な場面での使用を想定。)
- ・提案するロゴデザイン毎にコンセプトシート(様式、文字数は自由)を作成すること。
- ・ロゴは新たにデザインしたもののほか、OS標準フォントやフリーフォント、他者から購入したものなど、使用する範囲は限定しない。ただし、著作権等の権利関係は受託者側で整理すること。

(3) 提案数等

- ・キャッチフレーズ案について3種類提出すること。その後、委託者が決定したキャッチフレーズについて、ロゴデザイン案を3種類提出すること。
- ・カラー及びモノクロで作成すること。
- ・未発表で、オリジナル作品であること。
- ・既登録商標又は類似商標登録が無く、国内において、商標登録が可能なものであること。
- ・キャッチフレーズ及びロゴデザインは、それぞれ委託者が決定する。ただし、最終デザインとするために必要な修正については、受託者は委託者の指示に従うこと。

(4) 最終ロゴデザインのロゴデザインガイドライン作成

- (ア) 以下の事項を記載したロゴデザインガイドラインを作成する。

※ロゴデザインガイドラインとは、ロゴデザイン等を使用する広報・広告活動、備

品、看板等、人々の目に触れる物すべてに対し、ビジュアルイメージの統一を図っていくためのマニュアルのことを指し、ロゴデザイン等の使用方法等についての基準を定めたもの。

- ・ロゴデザイン（カラー・モノクロ）
- ・ロゴにかかるデザインコンセプト
- ・清刷データ（カラー色指定、モノクロ色指定）
- ・余白（アイソレーション）／最小使用サイズ・使用禁止例
- ・使用例
- ・ロゴデザインの使用手続き等

(イ) 内容について委託者と協議し、必要に応じて修正すること。

5. 成果物

以下のものを記録した媒体（CD-R 等）

- ・作成デザインの Illustrator、PNG 形式、JPEG 形式、GIF 形式の電子データ
- ・コンセプトシート及びデザインガイドラインのデータ（PDF 等）

6. 納期限

納品物	納期限
・キャッチフレーズ案（3種類）	令和6年8月8日（木）
・ロゴデザイン案（3種類） ・各コンセプトシート	令和6年9月11日（水）
・最終ロゴデザイン ・ロゴデザインガイドライン	令和6年10月18日（金）

7. 納品先

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局

（愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課）

名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県庁東大手庁舎2階

8. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務において作成した成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権（同法第18条から20条までに規定する権利）を行使しないものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものと

する。

- (3) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。
また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。
- (4) 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 愛知・名古屋 2026 に関する知的財産保護マニュアル等に抵触しないよう注意すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定することとする。